

岩手県告示第660号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年7月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 申請のあった年月日 平成22年6月22日
 - （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングセンター
 - イ 代表者の氏名 山田祐子
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市保久田3番21号
 - （3） 定款に記載された目的 この法人は、宮古地区における障害者が、地域の一員として活動し、職業生活における自立と社会参加の機会促進に寄与することを目的とする。
- 2（1） 申請のあった年月日 平成22年7月13日
 - （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ASAC
 - イ 代表者の氏名 三河喜美男
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市前九年三丁目3番17号
 - （3） 定款に記載された目的 この法人は、NGOである特定非営利活動法人アクシス委員会連合安全食糧委員会の所有する監査・認証システムの運用とJAS法に基づく登録認定機関及び「EUレギュレーションによる認証機関」・「NOP（アメリカ合衆国）の認証機関」として検査、認定・認証業務等を推進するとともに、コーデックスガイドラインやISOなどの国際規格を周知し環境保全型農産物の検査又は監査及び情報提供などを行う事により、生産者及び消費者を含む生活者全般に対して、食品の安全並びにより良い自然環境及び流通環境を確保する事に関する事業を行い、もって公共の利益の増進に寄与することを目的とする。